

はじめに

家庭内暴力、特に、夫婦間の暴力の問題が我が国でも注目されるようになってきたのは、最近のことである。平成12年12月に打ち出された「男女共同参画基本計画」では、配偶者（特に夫・内縁の夫）からの暴力には、新しい法制度の制定を促すという方向付けがなされた⁽¹⁾。それに伴い、平成13年4月6日「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が成立し、同年10月13日に施行された（一部は平成14年4月1日に施行）。

DV防止法は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的とし、「配偶者暴力相談支援センター」の業務を定めている。さらに、この法律は保護命令の制度を取り入れ、被害者が配偶者からの更なる暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、被害者の申立てにより、裁判所は保護命令を発令できると定めている。

DV防止法が施行されてからまだ日は浅いが、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図るためには、配偶者関係における暴力の実態の理解とその分析は必要不可欠である。過去の研究傾向をみると、被害者を対象にしたものが比較的多い。例えば、平成9年度の東京都の「女性に対する暴力」に関する調査においては、被害者を対象として、暴力の被害の実態と影響について調査している⁽²⁾。平成12年度の内閣府の「男女間における暴力に関する事例調査」⁽³⁾は、被害者に焦点を置いた事例調査であり、同14年度の内閣府の「配偶者等からの暴力に関する調査」⁽⁴⁾においては、配偶者等からの被害・加害経験に関する調査項目は導入されてはいたものの、加害者に焦点を当てた調査であったとは必ずしも言い難い。

このような傾向を踏まえると、DV防止法の成立とともに配偶者からの暴力に対する認識も高まってきたこの時期に、配偶者関係において暴力を振るう加害者に焦点を当てた調査研究の必要性が見直される時期ではないであろうか。また、加害者の暴力が被害者のみならず、子ども、家族、さらには社会に及ぼす悪影響を考慮に入れると、加害者に重点を置く研究は重要であると思われる。さらに、加害者の更生及び更生のための指導方法を見極める上においても、加害者に関する研究が必要である。そのために、加害者の特性を明確にし、配偶者間における暴力の実態及びそれを引き起こす要因について研究を行うこととした次第である。

なお、本稿中、意見あるいは評価にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておく。

-
- (1) 岩井美奈、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の概要について、捜査研究、50巻8号、2001、15-16
 - (2) 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課編集、「女性に対する暴力」調査報告書、東京都政策報道室都民の声部情報公開課、1998
 - (3) 内閣府男女共同参画局編集、「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」、財務省印刷局、2002
 - (4) 内閣府男女共同参画局編集、「配偶者等からの暴力に関する調査」、財務省印刷局、2003

第1章 研究の実施概要

第1 研究の目的

本調査における研究目的は、下記の3項目である。

- 1 我が国におけるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の実態及びそれを引き起こす要因について検討する。
- 2 DV 加害者の特性を分析し、加害者の処遇を効果的に行う上での資料を提供する。
- 3 DV 防止法施行後の問題点を把握し、分析検討を加える上での基礎資料とする。

第2 研究の方法

一般的に加害者の研究は、被害者の研究と異なり、多様な問題点(例えば、適切なサンプルの抽出等)を持つが、DV 加害者の研究はそれにも増して難点が多いと思われる。もちろん、アンケート調査を行い、DV の現状、加害者の特性、加害者と被害者の関係等を検討することは可能であるが、調査項目の制限や多肢選択式の回答等の問題があり、たとえ自由回答方式を導入しても、DV の詳細な内容を把握するのは比較的困難であると思われる。このような困難を補足するために、面接調査をして、DV 加害者の問題を理解することが望ましいと思われるが、面接対象者となるサンプルの抽出はより困難であると考えられる。「家庭内」で起こった問題、例えば、暴力、虐待、金銭的なトラブル等は、「家庭外」には持ち出さないというのが通常であり、調査研究のためとはいえ、加害者から簡単に協力を得られ、加害者が個別面接に応じてくれることは容易ではないと思われる。

法務総合研究所研究部においては、今回、加害者がDV 事件を起こし、それが刑事事件となったケースに関して、検察庁が保管する事件記録を通して調査を行った。本調査においては、検察庁で処分等がなされたDV 事件だけを取り扱ったために、これらの事件がDV 事件の典型的なケースであるかどうかは判断できない。そのために、本調査の分析結果から、全てのDV 事件を説明することはできないということを念頭において調査を行った。

本調査においては、検察庁の事件記録の分析に加えて、矯正施設(刑務所)において加害者の個別面接調査を実施した。加害者の更生及び更生のための指導方法を見極める上においても、加害者との面接を通して、加害者が犯したDV の背景状況や被害者との関係等を調査分析することが不可欠であると考えたからである。

1 事件記録の精査

平成13年10月13日から同14年5月24日の間に、検察庁の処分がなされた不起訴事件及び第一審判決が確定した事件で、加害者(配偶者、元配偶者、内縁、元内縁)が、殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、DV 法違反、またはストーカー法違反を起こした事案を選択し、これらに該当する事件記録を各地検から取り寄せた(分析対象346件)。本調査においては、DV 防止法で定めている「配偶者」の定義の枠を広げ、加害行為時点において元配偶者であった者及び元内縁関係にあった者も含めた。

調査項目は(1)加害者及び被害者の身上経歴、(2)加害者と被害者の関係及び(3)事案の内容に区別し、調査票を作成した(資料1参照)。

2 分析の方法

本調査においては、分析方法として、SPSSを用いて、度数分析、t検定、重回帰分析及びパス解析を行った⁽⁵⁾。度数分析(集計表とパーセント)により、本調査で使用した全ての変数の分布が理解できる。本調査では、2種類のt検定(「独立したサンプルのt検定」と「対応のあるサンプルのt検定」)を使用した。「独立したサンプルのt検定」においては、2つのグループ(例えば、男性の参加者のグループと女性の参加者のグループ)について1つの変数(例えば、年齢)の平均値を比較し、t値及び有意確率が測定できる。すなわち、t検定の結果により、この1つの変数において、2つのグループ間に有意差が見られるかどうかを判断することができる。この例をみると、t検定を通して、男性の参加者の方が、女性の参加者より平均年齢が高い又は低いことが判明する。さらに、「対応のあるサンプルのt検定」により、ペアについての検定を行うことが可能である。例えば、男性加害者と対になる女性被害者の年齢に有意差が見られるかどうかを判断することができる。

重回帰分析は複数の独立変数を持つ線型方程式の係数を推定し、従属変数の値を予測する方法である⁽⁶⁾。例えば、男性加害者の年収(従属変数)は年齢、学歴等のような独立変数から予測される。さらに、パス解析は統計モデルであり、構成概念を伴わない構造方程式モデル(structural equation model without latent variables)と呼ばれている⁽⁷⁾。本調査に使用したパス解析においては、単回帰分析と重回帰分析を組み合わせたモデルを使用した。このパス解析を使用し、予測変数(例えば、加害者の年齢)の基準変数(例えば、身体的暴力)への「直接的な影響」及び予測変数から別の変数(例えば、加害者の経済面の問題)を経由して基準変数への「間接的な影響」について分析した⁽⁸⁾。

3 個別面接の実施

加害者の面接を行うに当たり、346件の事案のうち実刑判決を受けた受刑者29人中、短期刑のために既に出所している受刑者を除いた15人の受刑者を抽出し、そのうち面接を受けることを承諾した10人の受刑者に対し、平成14年12月から同15年4月までの間に、個別に面接を実施した。

(5) SPSS Base 11.0J for Windows User's Guide, SPSS Inc., 2001

(6) 同上

(7) 豊田秀樹, 共分散構造分析「応用編」-構造方程式モデリング-, 朝倉書店, 2000, 151

(8) 豊田秀樹, 共分散構造分析「入門編」-構造方程式モデリング-, 朝倉書店, 2002, 42-43

第2章 ドメスティック・バイオレンスの概要

第1 DVの定義

DV防止法に基づく「配偶者からの暴力」の定義については第3章で詳しく説明するが、同法においては、法律上婚姻している者及び内縁関係の間の暴力は含まれるが、それ以外の関係の中で起こる暴力は含まれない。

一般的に使用されるDVの定義をみると、「パートナーの範囲」は様々であることが分かる。例えば、DVは「パートナー間の暴力のことを指す。法律上婚姻している配偶者のみではなく、恋人など親密な関係にある（または過去にそのような関係にあった）相手から振るわれる暴力」と定義される場合もあれば⁽⁹⁾、DVは「夫、内縁の夫、別居中の夫、前夫、婚約者、元婚約者、つきあっている恋人、あるいは以前つきあっていた恋人からの暴力」と定義される場合もある⁽¹⁰⁾。

第1章においても述べたが、本調査では、「配偶者からの暴力」でいう「配偶者」とは、加害行為時点において法律上婚姻していた者、内縁関係にあった者、元配偶者であった者及び元内縁関係にあった者からの暴力である。

本調査の配偶者等間における「暴力の範囲」は、過去の研究同様に、身体的暴力（例えば、殴る、蹴る等）だけではなく、精神的暴力（例えば、被害者の大切にしている物を捨てる、付き合い・仕事の制限、生活費を渡さない等）、性的暴力（例えば、性的行為を強要する、避妊に協力しない等）を含む。さらに、DVをよりよく理解するために、身体的暴力、精神的暴力、及び性的暴力に加えて、ストーキング等の行為も配偶者等間の暴力の範囲に導入した。

本調査における「暴力の項目」は、内閣府が平成13年2月24日から同年3月19日に行った「配偶者からの暴力に関する事例調査」の身体的・精神的・性的暴力の項目に基づいて設定した⁽¹¹⁾。本調査では、身体的暴力は「平手で打つ」「足で蹴る」「身体を傷つける可能性のある物で殴る」「拳骨で殴る」「刃物などの凶器を身体に突きつける」「髪を引っ張る」「首を絞める」「腕をねじる」「引きずり回す」「物を投げる」「押し倒す」のような行為を含む。

精神的暴力は「罵声をあげて怒鳴る」「誰のおかげで生活しているのだと言う」「被害者が誰と付き合っ
てよいか（被害者の実家や友人も含めて）を制限したり、誰と付き合っているかをチェックする（すな
わち、電話や手紙をチェックする）」「（被害者が何を言っても）無視する」「馬鹿にしたり、命令口調で
物を言う」「被害者が大切にしている物を捨てたり、壊したりする」「生活費を渡さない」「被害者が外で
働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする」「子供に危害を加えると脅す」「殴る素振りや物を投げる
素振り（すなわち、暴力を加える素振り）をして脅かす」「被害者の親兄弟に危害を加えると脅す」のよ
うな行為を含む。性的暴力は「見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる」「嫌がっているのに性的行
為を強要する」「妊娠の中絶を強要する」「避妊に協力しない」のような行為を含む。

(9) 笹川真紀子、「ドメスティック・バイオレンス被害者の心理と援助」、刑政、114巻6号、2003、28-35

(10) 調査研究会著、「ドメスティック・バイオレンス「夫（恋人）からの暴力」、有斐閣、1998、12

(11) 内閣府男女共同参画局編集、「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての
実態調査」、財務省印刷局、2002、15-27

第2 DVはどうして起こるのか

1 暴力の心理・社会的要因

DVを誘発する現象には、様々な要因が複雑に絡み合っているが、今回の調査においては、DVの発生に関係し、リスクを高める要因として次のようなものを検討した。

(1) 加害者の生育歴

暴力を子供時代に受けた者は、大人になった時に、自分の子供や配偶者に暴力を加えるという現象(「暴力の悪循環」)が起こるとされている⁽¹²⁾。同様に、「友達や両親が攻撃的に行動するのを見たり、テレビや大衆文化において暴力を見たりすると、暴力は容認された行為であると学習する」と考えられている⁽¹³⁾。すなわち、生育環境において、子供が両親等からの暴力の経験又は両親間の暴力の目撃を通して、「暴力は容認された手段である」と学習すると、自分が大人になった時、同じような方法で、子供や配偶者に接するとみられる。

東京都が平成9年7月から同年8月までに行ったアンケート調査によると、夫やパートナーが暴力を振るう理由として、夫やパートナーの成育歴と関連性があることが示された。被害者によると、17.3%の夫・パートナーの「育った家庭に暴力があった」(52件中9件)と言う⁽¹⁴⁾。

さらに、内閣府によって行われた事例調査の結果によると、夫・パートナーの父親が母親に暴力を振るい、その暴力を目撃して育っていた件数は62件中11件で、また夫・パートナー自身も暴力を受けて育っていた件数は5件だった⁽¹⁵⁾。7割近くの調査参加者(62人)は夫・パートナーの育った環境が暴力に影響を及ぼしたと回答した。「夫・パートナーが育った環境の中で、感情の表現や争いの解決手段として暴力という方法を学習し、その方法を実践していることが推測される」と記されている⁽¹⁶⁾。

児童虐待の被害者が、大人になってDVの加害者や被害者になったりする例や両親間の暴力をみて育った例もあり、精神科医の小西聖子は「人が人を支配することによって関係を保つ構造をやめる」ことが、根本的に家庭内の暴力を無くする解決法の一つであるかもしれないと述べている⁽¹⁷⁾。

(2) 加害者の社会経済的問題

男性の社会経済的地位とDVの関係は複雑である。一方では、アメリカのDVの研究者たちは、DVは社会経済的地位に関係なく、あらゆる社会階層において起こると強調している⁽¹⁸⁾。他方では、犯罪被害実態調査(National Crime Victimization Survey: NCVS)によると、貧しい女性は経済的に豊かな女性の約2倍の割合で、パートナーから暴力を受けると報告され⁽¹⁹⁾、またアメリカ国内の家庭内暴力の実態調査(National Family Violence Survey)によると、家庭内暴力(パートナー間及び子供への虐待

(12) Egeland, B., "A History of Abuse Is a Major Risk Factor For Abusing the Next Generation," in R. J. Gelles and D. R. Loseke (Eds.), *Current Controversies on Family Violence*, Sage, 1993, 197-208

(13) Bandura, A., *Aggression: A Social Learning Analysis*, Prentice Hall, 1973, 193

(14) 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課, 「女性に対する暴力」調査報告書, 東京都政策報道室都民の声部情報公開課, 1998, 99

(15) 内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」財務省印刷局, 2002, 66

(16) 同129

(17) 小西聖子, 「ドメスティック・バイオレンス」, 白水社, 2002, 133-134

(18) Lockhart, L.L., A Reexamination of the Effects of Race and Social Class on the Incidence of Marital Violence: A Search for Reliable Differences, *Journal of Marriage and the Family*, 49, 1987, 603-610

を含む)は貧しい家庭は裕福な家庭の約5倍の割合で発生していると報告されている⁽²⁰⁾。

社会経済的地位と男らしさ(masculinity)を関連付けて暴力を説明する学者もいる⁽²¹⁾。Messerschmidtによると、アメリカの社会において、「男の子が男の子らしい」ということは、社会経済的地位によって男性の権力や財源へのアクセスが異なるということの意味する⁽²²⁾。つまり、「男らしさ」は多様な面を反映し、学問的及び経済的な成功、家庭の稼ぎ手、競争心、自分の意見をはっきりと言うこと(assertiveness)、攻撃的であること(aggressiveness)、及び感情を出さないこと、また必要なら男性のように戦う等をも含む。社会経済的に低い地位にあるために、財源が得られず、経済的に向上の機会が少ない男性にとって、暴力が唯一の財源であると考えられる⁽²³⁾。貧困状態にいる男性の中には、自分が社会的に低い地位にあることに対する不満や怒りをパートナーにぶついたり、またパートナーを都合のいい犠牲者(スケイプゴート)とする手段としか考えないため、パートナーに対して攻撃的な態度をとったり暴力を振るったりすることにより、自分の「男らしさ」を証明しようとするともあると述べている。

しかし、内閣府の「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」を参考にする限りにおいては、日本では、加害者はあらゆる職業に就き、社会的地位や経済力も様々であったという結果が見られる⁽²⁴⁾。

(3) 加害者の被害者への支配欲・所有物的見解

暴力は人を支配するのに有効な手段であると、小西聖子は述べる⁽²⁵⁾。一般的に、パートナー間における暴力、特に心理的暴力は、「恐怖を植えつけ、依存症を増加させ、自己評価をそこなわせるという、三つの方法をとおしてなされている」⁽²⁶⁾。例えば、小西によると、(i)パートナーを孤立させ、行動を制限することにより、パートナーを監視し支配する、(ii)パートナー、友達、親戚、ペット等を傷つけると脅す、(iii)パートナーの持ち物に損害を与えたり破壊したりする、(iv)パートナーの浮気を疑ったり、浮気を非難したりする、そして(v)家計を一方的に管理し、経済的にパートナーの依存性を増加する。このように、心理的暴力は相手をパワーによって、コントロール及び支配しようとする結果起こる現象であると小西は述べている⁽²⁷⁾。

支配欲と性別差、支配欲と決定権、及び支配欲と子どもの関係についてみると、次のようになる。

ア 性別差

暴力は男女間の(性別による)不平等により生じるものであるとも考えられる。すなわち、DVは家父長制・父権性(patriarchy)、又は男性の支配の必然的な結果であると考えられ、この制度においては、

(19) Bachman, R. and Saltzman, L. E. Violence Against Women: Estimates from the Redesigned Survey, U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, 1995

(20) Straus, M.A., Gelles, R. and Steinmetz, S., Behind Closed Doors: Violence in the American Family, Doubleday, 1980

(21) Messerschmidt, J.W., Masculinities and Crime: Critique and Reconceptualization of Theory, Rowman and Littlefield, 1993

(22) Messerschmidt, J.W., Masculinities and Crime: Critique and Reconceptualization of Theory, Rowman and Littlefield, 1993, 87-88

(23) Messerschmidt, J.W., Masculinities and Crime: Critique and Reconceptualization of Theory, Rowman and Littlefield, 1993, 85

(24) 内閣府男女共同参画局編集、「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」, 財務省印刷局, 2002, 128

(25) 小西前掲書

(26) 同116

(27) 同117

女性が社会において不平等であることを反映している。つまり、家父長制度は、男性が女性に対して自らの権力を行使し、維持することを可能にし、その中で、暴力の現象を引き起こすとされる⁽²⁸⁾。

Baron と Straus⁽²⁹⁾ と Straus⁽³⁰⁾ は、性別による不平等がより顕著にみられるアメリカの州（女性の収入及び州議会の女性の比率を基に指標が作成された）とそうでない州を比較すると、前者においては後者よりも、強姦や男性配偶者による傷害の事件が多かったと報告した。これらの研究結果は、男女が平等であることが DV の減少に影響があると提示している。

性別（ジェンダー）と DV についてみると、男女平等が進んでいる国においても、犯罪には性別差があり、男性の暴力は女性の暴力よりも圧倒的に多い。1970年代には、フェミニストの学者たちは、女性の社会進出の機会が増加し、男女均等の思考・行動が進めば、女性の犯罪も男性と同様のレベルで起こるのではないであろうかと仮説を立てた⁽³¹⁾が、現時点そういう結果を示す傾向にはない。

イ 決定権

さらに、家父長制度を基盤とする家庭においては、女性はあらゆる分野における決定権（例えば、女性が仕事を持つかどうか等）や経済的権力が低いとされる。DV で特徴付けられる家庭においては、権力を持つメンバーが威圧的な力を行使して、他のメンバーを支配することが容認されているとされる⁽³²⁾。

ウ 子供の問題

「ドメスティック・バイオレンス「夫（恋人）からの暴力」」の調査研究会によると、男性は子どもを手段として使用することにより女性を支配し、女性は子どものために暴力を耐えるということが分かった⁽³³⁾。これは、たとえ夫から暴力を受けていても、女性が「良い母親像」と自分を照らし合わせて、その中で葛藤していかなければならない現実があるからだとされる。

(4) 加害者の固定的な性別役割分担意識

前記の「加害者の被害者への支配欲」において、加害者の支配欲、家父長制度と暴力の関係について触れたが、家父長制度を基盤とする家庭では、加害者は性別役割分担意識を持つ傾向が強いとみられ、その役割分担意識と暴力の関係も研究されている。例えば、韓国における DV の調査結果によると、家父長制的な固定的な性別役割分担意識（つまり、男性は女性より優位にありかつコントロールできる地位にあり、男性・女性という「性」によって役割が分担されているという意識や価値観）が強い夫は、妻への暴力を振るう傾向があることが分かった⁽³⁴⁾。この調査において、家父長制的な固定的な性別役割分担意識を持つ男性とは、(1)社会の重要な仕事を進めることは男性の役割だ、(2)社会的な役割には男性がリーダーにならなければならない、(3)家事は、主として妻がやらなければならない、(4)家庭の経済的な決定権は男性が持たなければならない等と考える男性であった⁽³⁵⁾。

(28) Dobash, R. E. and Dobash, R. P., *Women, Violence and Social Change*, Routledge & Kegan Paul, 1992; K. Yllo and M. Bograd (Eds.), *Feminist Perspectives on Wife Abuse*, Sage, 1988

(29) Baron, L. and Straus, M.A., *Four Theories of Rape: A Macrosociological Analysis*, *Social Problems*, 34, 1987, 467-489

(30) Straus, M.A., *State-to-State Differences in Social Inequality and Social Bonds in Relation to Assaults on Wives in the United States*, *Journal of Comparative Family Studies*, 25, 1994, 7-24.

(31) Adler, F., *Sisters in Crime: The Rise of the New Female Criminal*, McGraw-Hill, 1975; Simon, R.J., *Women and Crime*, Lexington Books, 1975

(32) Hooks, B., *Feminism is for Everybody: Passionate Politics*, South End Press, 2000, 61-66

(33) 調査研究会著、「ドメスティック・バイオレンス「夫（恋人）からの暴力」」, 有斐閣, 1998

(34) 栗栖素子, 「大韓民国の家庭内暴力犯罪の実情と対策」, 法務総合研究所, 研究部資料49, 2002, 70-74

(35) 同上。

このように、固定的な性別役割分担意識を持つ配偶者はそうでない配偶者より、暴力を振るう傾向が高いとされている一方で、アメリカにおける調査結果においては、その関係は必ずしも単純な関係ではないという疑問が投げかけられている。つまり、固定的な性別役割分担意識は低くても、女性に対する見方・考え方が否定的であるなら、暴力を振るう場合もあると言う。

例えば、家庭内において、黒人の子供たちは性別によって異なる待遇を受けず⁽³⁶⁾、黒人女性は子育て及び家計を含む複合の役割を果たすことが当然とされている⁽³⁷⁾。また、低所得の黒人のカップルにおいては、男女間の決定権は均等に分割されている⁽³⁸⁾。これに反して、ラテン系・ヒスパニック系の女性は伝統的な家族構成の中で養育され、これらの家庭においては、役割は性別によって分担される。しかし、黒人は、他の人種と比較して、夫婦間の決定権は平等に分割され、固定的役割分担意識も比較的低いとされているにもかかわらず、白人よりパートナーへの暴力を認める傾向にあるとみられる。例えば、人種と性別によるDVに対する態度の研究についてみると、LockeとRichmanは、黒人と比較して、欧米人は女性に対してよりポジティブな見方・考え方をもち、パートナーへの暴力に対して非難を示す傾向にあると述べている⁽³⁹⁾。これは、黒人と白人では、ジェンダー・アイデンティティー(gender identity)と女性に対する攻撃性(aggressiveness)の相関関係に相違があるからであろうとみられている⁽⁴⁰⁾。

しかし、我が国の研究結果をみると、固定的な役割分担意識(例えば、「妻を働かせるのは、男らしくない」、「暴力を使っても家庭のリーダーであるべきである」、「感情をあらわすのは男らしくない」、「男は家事をやるべきではない」と暴力の関連性を指摘する傾向にある⁽⁴¹⁾。例えば、固定的な役割分担意識を持つ男性は、意図的に妻に仕事を持たせないことがあり、このような夫は妻に対して、「誰のおかげで生活できているのか」と言ったりして妻を精神的に威圧する。しかし、さて女性が働こうとすると、「女が働くのは男の沽券に関わる」と言うような固定的な役割分担意識により、妻をコントロールする場合もある⁽⁴²⁾。

「ドメスティック・バイオレンス「夫(恋人)からの暴力」」の調査研究会によると、男性にとっては、「決断力、実行力、意志の強さ、積極性、論理性、攻撃性など」が社会生活において、「男らしく」行動するために不可欠であるとされる⁽⁴³⁾。これに反して、社会への女性の進出が著しくなった現在でも、女性は「細やかな配慮、共感、素直、従順、やさしさなど」を求められ、こういう性別による役割分担意識がDVと何らかの関連性を持つことは疑う余地はないとしている⁽⁴⁴⁾。

(5) 加害者のコミュニケーションの問題

栗栖(2002)は、韓国における夫婦の対話時間と妻への暴力の関係について検討した⁽⁴⁵⁾。男性回答者

(36) Asbury, Jo-Ellen, "Violence in Families of Color in the United States," in R.L. Hampton (Ed.), *Family Violence: Prevention and Treatment*, 1993, 159-178

(37) McGee, M.P., *Cultural Values and Domestic Violence*, *Journal of Family Social Work* 2, 1997, 129-140.

(38) Barnett, B. M., Robinson, I. E., Baily, W. C., and Smith, J. M., Jr., *The Status of Husband/Father as Perceived by the Wife/Mother in the Intact Lower-Class Urban Black Family*, *Sociological Spectrum*, 4, 1984, 421-441.

(39) Locke, L. M. and Richman, C. L. *Attitudes Toward Domestic Violence: Race and Gender Issues*, *Sex Roles*, 4, 1999, 227-247.

(40) Boye-Beaman, J., Leonard, K. E., and Senchak, M., *Male Premarital Aggression and Gender Identity Among Black and White Newlywed Couples*, *Journal of Marriage and the Family*, 55, 1993, 303-313.

(41) 小西前掲書, 158-166

(42) 同129-130

(43) 調査研究会著, 「ドメスティック・バイオレンス「夫(恋人)からの暴力」, 有斐閣, 1998, 101

(44) 同上

においては、暴力の有無と夫婦の対話時間に相関関係はないことが分かった。しかし、女性回答者については、暴力のないカップルの場合には対話時間は102.18分であるが、暴力のあるカップルの場合には81.02分であると報告している。さらに、意思の疎通と妻への暴力の関係について検討している。結果を具体的にみると、暴力のないカップルは暴力のあるカップルと比較して、「対話の中で相手と考えが違って最後まで耳を傾ける」、「お互いに自分の意見を自由に話す」、「重要なことを決める前に十分相談する」、そして「個人的なことは他人よりも配偶者によく話す」という傾向があることが分かった⁽⁴⁶⁾。

(6) 加害者の嫉妬・やきもち

小西(2002)は、日本のドメスティック・バイオレンスに悩まされる家庭では、パートナーが他人とコミュニケーションを持つことを毛嫌いする男性も多く、中には、嫉妬妄想を病んでいる場合もあるとしている。さらに、小西は、「精神医学の領域では、これまで嫉妬妄想はアルコール依存の男性によくみられるとされてきた」と言う⁽⁴⁷⁾。これは、DVをもたらし個人の特性と、アルコール依存をもたらし個人の特性に関連があり、アルコール使用が抑制を減少させ、暴力を起こしやすいからである(詳しくは下記の「DVと飲酒の関係」を参照)。

栗栖(2002)によると、韓国において、夫の嫉妬のレベルが高いグループの妻への暴力の比率は37.8%で、夫の嫉妬のレベルが低いグループの妻への暴力の比率は22.9%であった⁽⁴⁸⁾。

(7) 加害者の精神障害

加害者の心理的問題、例えば、精神分裂病、うつ病、アルコール・薬物・ギャンブル依存症、人格障害等のような要因が暴力に関連していると考えられている⁽⁴⁹⁾。

例えば、東京都で平成9年7月から同年8月までに行なわれたアンケート調査によると、暴力を振るう理由として、アルコール中毒が上げられたケースは4番目で、9件の回答数(有効回答数52件の17.3%)があり、加害者の精神疾患は6番目で8件の回答数(15.4%)があった⁽⁵⁰⁾。小西(2002)によると、アルコール依存や薬物依存のため、精神分裂病を発症し、自分の感情をコントロールできなくなり、暴力を振るう場合もあると言う⁽⁵¹⁾。

また、小西⁽⁵²⁾によると、境界性人格障害を患っている人は、依存と攻撃が同時に存在する中での暴力や、女性が別れる素振りを見せた時に、自殺をすると脅す行為及び自殺・殺人を含む行為を犯す傾向がある。「このような人は見捨てられることへの恐怖が強いが、見捨てた相手への怒りも強い」と小西は言う⁽⁵³⁾。相手の感情や人格を無視し、自分が見捨てられたくないが見捨てられたという感情(依存)が、脅迫的な行動へと変わっていくケースはストーキングに多く見られるが、DV加害者が女性に逃げられて、その後ストーキングを始めるといった傾向はストーキングと共通点があるようである⁽⁵⁴⁾。

さらに、他人への共感が欠如し、自己中心的で、かつルールを破ることが平気であるような人、すな

(45) 栗栖前掲書

(46) 同69-70

(47) 小西前掲書, 118

(48) 栗栖前掲書, 65

(49) 田辺 等, 「児童虐待の構図」, 教育, 52巻10号, 2002, 4-12

(50) 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課, 「女性に対する暴力」調査報告書, 東京都政策報道室都民の声部情報公開課, 1998

(51) 小西前掲書, 159-160

(52) 同158-166

(53) 同162

(54) 同上

わち、反社会性人格障害を患っている人は配偶者に対して暴力を振るう傾向があると考えられている⁽⁵⁵⁾。

(8) 加害者の反社会的人格

家族・他人との不和の要因として、暴力、犯罪、非行、不法薬物等との関連性も見逃すことはできないと考えられている⁽⁵⁶⁾。

例えば、東京都が平成9年7月から同年8月までに行ったアンケート調査によると、夫やパートナーへの他人からの評価については、「いい人」と思われている件数は52件中17件（約33%）だった⁽⁵⁷⁾。

内閣府によって行われた事例調査の結果によると、「(加害者による)他人への暴力行為あり」の件数は62件中27件（44%）で、「(加害者による)他人への暴力なし」は20件（32%）であった⁽⁵⁸⁾。さらに、内閣府による同調査において、62人中7人（11.3%）は薬物を使用していたことが報告された⁽⁵⁹⁾。

小西（2002）によると、自分の感情のコントロールができないため、ある時切れると、それが暴力行為となる場合もあるが、このような人は社会的適応が悪く、経済力を備えて家庭を持つことが困難である場合が多いと言う⁽⁶⁰⁾。また、反社会性人格障害を患っていなくても、その傾向があるとされる人（反社会的人格を持つ人）は、配偶者に対して暴力を振るうだけでなく、他人にも暴力を振るう傾向があると見られている⁽⁶¹⁾。

(9) 加害者の暴力の合理化

SykesとMatzaは、「人は合法であると受け入れている法律をどうして破るのか」という基本的な質問に対して、人は犯罪を行う前に罪の意識を中和し、そして自らの犯罪行動を起こす時、合理化・正当化の手法を作り上げると述べる⁽⁶²⁾。例えば、(ア)自分(加害者)の責任を否定、(イ)被害者が怪我をしなかったというような「被害」の否定、(ウ)被害者の存在の否定、また(エ)自分(加害者)の行動を非難するような者（例えば、両親、警察等）に対しての非難のような手法等が含まれる。彼らの理論は「中和の技術」の理論（neutralization theory）と一般に呼ばれている。

中和の技術の理論に類似する理論として、暴力が被害者の言動・態度によって引き起こされたとする理論（victim-precipitation theory）がある⁽⁶³⁾。これは、加害者が自分の暴力の理由として、パートナーが自分を怒らせるような言動・態度をとったためだと言う場合である。この理論によると、被害者が加害者を憤慨させたために、加害者が暴力を振るったと言う。しかし、このような理由は加害者が自分の行為を弁護し、言い訳するために行った合理化であると考えられる。

さらに、Matzaは「中和の技術」の理論の延長として、犯罪者は常に法律に違反する行動をとるので

(55) 同158

(56) 田辺前掲書

(57) 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課、「女性に対する暴力」調査報告書、東京都政策報道室都民の声部情報公開課、1998、99

(58) 内閣府男女共同参画局編集、「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」、財務省印刷局、2002、56-57

(59) 内閣府男女共同参画局編集、「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」、財務省印刷局、2002、58-59

(60) 小西前掲書、159

(61) 小西前掲書、158

(62) Sykes, G. and Matza, D., Techniques of Neutralization: A Theory of Delinquency, American Sociological Review, 22, 1957, 664-670.

(63) Smith, M. D., Patriarchal Ideology and Wife Beating: A Test of a Feminist Hypothesis, Violence and Victims, 5, 1990, 257-274.

はなく (Matza は研究の主体を非行少年に絞っていたが)、犯罪行為を一時的な周期で起こすという自らの理論を築き上げた⁽⁶⁴⁾。この理論は漂流理論と呼ばれ、犯罪者は時には「合法的価値体系」に従い、時には「非合法的価値体系」に従って、犯罪行為とそうでない行為との両方を周期的に繰り返す⁽⁶⁵⁾。また、犯罪行為を起こすとき、上記のように自分の行動を正当化するのみならず、社会一般の基準と相反する価値観 (subterranean values)、例えば、時には他人に対して、攻撃的であるということも必要であるという信念によって自分の行動を起こすと述べている。

Sykes と Matza の理論を DV に適用すると、加害者が自分の暴力を正当化し、自分の起こした被害を過小評価することの説明が可能である。例えば、加害者は(1)酒を飲んでいて、(2)妻が自分を追い詰めた、(3)妻が思うとおりにならない等と自分の行動を正当化し、また、加害者は(1)ちょっとおどかしてやったただけだ、(2)妻はすぐにあざができる、(3)ちょっとつかんだだけだ等と妻の被害を過小評価する⁽⁶⁶⁾。さらに、加害者はパートナーに暴力を振るった後、しばしば弁解がましく、もう暴力を振るわないと約束するため、被害者は暴力を受けたということに対して、「自分が悪い」と自分を責めるようになる。このように、加害者が被害者に責任を転化することにより、被害者は、自分に欠陥があるために暴力が起こったと思いつく。

また、被害を受けたにもかかわらず、多くの被害者は加害者と生活を共にしている場合が多い。Matza の理論が示すように、加害者は常に暴力を振るうのではなく、暴力を振るう時とそうでない時が周期的に回ってくるので、被害者は加害者の暴力が減少すると、生活も向上するだろうという希望を持ち、それにより何年も生活を共にする場合が多いと考えられる。

栗栖 (2002) によると、韓国においては、夫が暴力を合理化する程度と妻への暴力の関連性について、夫が暴力を合理化すればするほど、妻に対する暴力の程度 (軽度な暴力から深刻なものへと) が重くなると述べている⁽⁶⁷⁾。

2 DV と飲酒の関係

Leonard は、過度なアルコールの使用と夫婦間暴力は、かなり強力かつ一貫した相関関係がある点については疑問の余地はないように思われるが、この関係が因果関係を反映しているかどうかについては論議の余地があると述べている⁽⁶⁸⁾。この論争の根底には、データに関する問題 (例えば、過去の研究は被害者女性を対象にする面接調査が多く、夫からのデータや夫と妻の両方からのデータに基づく調査は稀である) 及び理論的な問題 (例えば、よく使用される説明には、アルコールと DV の相関関係は抑制効果が失われたものであるとか、夫と妻はどちらも酩酊していたとの加害者の言い訳等によるものである) があると Leonard は言う。

Leonard が指摘するように、「アルコールと DV の因果関係」を調査することは困難であるかもしれないが、「アルコールと DV の関連性」についての研究結果は比較的多く見られる。例えば、平成 9 年 10 月から同 10 年 3 月にかけて大阪府で行われた「夫・恋人 (パートナー) 等からの暴力について」の調査結

(64) Matza, D., *Delinquency and Drift*, John Wiley, 1964.

(65) 瀬川晃, 「犯罪学」, 成文堂, 1998, 104

(66) 小西前掲書, 163-166

(67) 栗栖前掲書, 74-77

(68) Leonard, K.E., "Drinking Patterns and Intoxication in Marital Violence: Review, Critique, and Future Directions for Research," in S. E. Matrin (Ed.), *Alcohol and Interpersonal Violence: fostering multidisciplinary perspectives*, U.S. Department of Health and Human Services, Public Health Service, National Institute of Health, National Institute on Alcohol Abuse and Alcoholism, 1993

果によると、194人中、40.2%のパートナー・元パートナーが、暴力を振るう時飲酒状態であった⁽⁶⁹⁾。英国の犯罪調査結果をみると、32%のDV事件において、加害者は飲酒状態にあった⁽⁷⁰⁾。平成13年2月から同年3月にかけて内閣府が行った事例調査の結果によると、62人中20人(約32%)は暴力を振るう理由として「アルコールの影響がある」と回答し、19人(約31%)は「アルコールと暴力は関連がない」と回答した⁽⁷¹⁾。さらに、東京都で平成9年7月から同年8月までに行なわれたアンケート調査によると、暴力を振るう理由として、「アルコール中毒」が上げられたケースは9件(有効回答数52件の17.3%)であった⁽⁷²⁾。

栗栖によると、韓国においては、夫の「飲酒のレベル」と夫の「暴力」には関連性はみられなかったが、「飲酒水準よりは飲酒により誘発される様々な問題が妻に対する殴打と密接に関わっている」と述べている⁽⁷³⁾。このように、アルコールと飲酒は何らかの関連性を持つことが分かっているが、その因果関係についてはさらに調査が必要であることが分かる。

3 妻・内縁の妻から夫・内縁の夫への暴力

妻から夫への暴力に関して様々な議論があるが、Straus, Gelles 及び Steinmetz が1975年と1985年にアメリカで行った家庭内暴力の実態調査(National Family Violence Survey)の結果では、妻から夫への暴力の比率と夫から妻への暴力の比率は同様であったと述べた⁽⁷⁴⁾。すなわち、12%の妻及び同比率の夫がパートナーに対して、少なくとも1年に1回暴力を振るっていたことがわかった。しかし、夫の妻への暴力と比較して、妻の暴力は自己防衛又は長年に亘り継続して受けた夫からの暴力の結果によるものであり、夫の暴力は妻を支配しようとして、意図的に妻に傷を負わせた暴力であると報告された⁽⁷⁵⁾。さらに、男性は女性より暴力を反復的に行う傾向があり、仮に夫と妻が相互に暴力を振るったとしても、男性は女性より身体的に勝っており、そのために、女性はより重度の傷害を受けやすいとも述べた⁽⁷⁶⁾。

しかし、Straus が同僚と共に先にアメリカで行った家庭内暴力の実態調査を再分析した結果、妻は自己防衛のため又は長期間に亘る夫からの暴力のために、夫に対して暴力を振るったのではなく、妻は夫に対して「意図的に」暴力を振るったことが分かると報告し、これまでの自分たちの結果を覆した⁽⁷⁷⁾。

女性が自己防衛により暴力を振るうのか、又は意図的に暴力を振るうのかについては、これからも議

(69) 小西前掲書, 119

(70) Mirrlees-Black, C., Domestic Violence: Findings from a new British Crime Survey self-completion questionnaire, Home Office, 1999

(71) 内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」, 財務省印刷局, 2002, 58

(72) 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課, 「女性に対する暴力」調査報告書, 東京都政策報道室都民の声部情報公開課, 1998, 98

(73) 栗栖前掲書, 65

(74) Straus, M. A., Gelles, R. J. and Steinmetz, S., Behind Closed Doors: Violence in the American Family, Doubleday, 1980; Straus, M.A. and Gelles, R. J., Societal Change and Change in Family Violence from 1975 to 1985 as Revealed by Two National Surveys, Journal of Marriage and the Family, 48, 1986, 465-479

(75) Straus, A., Gelles, R. J., and Steinmetz, S., Behind Closed Doors: Violence in the American Family, Doubleday, 1980

(76) Straus, A., Gelles, R. J., and Steinmetz, S., Behind Closed Doors: Violence in the American Family, Doubleday, 1980

(77) Straus, M., "Physical Assaults by Wives: A Major Social Problem," in R.J. Gelles and D.R. Loseke (Ed.), Current Controversies on Family Violence, Sage, 1993, 67-87

論は続くであろうが、配偶者等の関係においてみると、男性は女性より暴力を振るう傾向が高いことは次の研究結果をみても分かる。例えば、アメリカの犯罪被害実態調査 (National Crime Victimization Survey: NCVS) を見ると、少なくとも年に1回、100万人の女性が親しい関係にある男性から暴力 (intimate violence) を受けるのに対して、140,000人の男性が同様の暴力を受けることが分かった⁽⁷⁸⁾。

大韓民国における1,540人 (既婚男女) に対してのアンケート調査の結果をみると、暴力があったと回答したものは34.1% (回答者総数に占める比率) で、夫による妻への殴打があったと回答した者の比率は29.5% (同)、妻による夫への殴打は17.7% (同)、夫・妻双方が暴力を行使する相互暴力 (mutual battering) は13.2% (同) であった。夫による軽度な暴力 (例えば、相手に物を投げる、平手で頬を打つ等) は28.7%、妻による軽度な暴力は16.8%であった。これに反して、深刻な暴力 (例えば、足で蹴る、拳骨で殴る、物でたたく等) については、夫による暴力は8.9%で、妻による暴力は3.9%であった。軽度な暴力に関しては、夫からの暴力は妻からの暴力の約1.7倍であり、深刻な暴力については約2.3倍であることが分かった⁽⁷⁹⁾。

4 DVと児童虐待の共通点

(1) パワーによる支配の構造

DVの場合と同様に、児童虐待の場合においても、パワーによる支配がその虐待関係を特徴づけている⁽⁸⁰⁾。「育児に対するあせりや、子どもという、自分とはちがう意志や感情をもつ他人に対する不安や恐怖が、結局パワーによる支配の構造にはまってしまうと考えたほうがいい」と小西は言うが、こうすることで、児童虐待の場合には子どもを、DVの場合にはパートナーを無力化し、支配する虐待及び暴力の構造が出来上がるという共通点を持っている⁽⁸¹⁾。

東京都が平成9年7月から同年8月までに行った「女性に対する暴力」のアンケート調査によると、子供のいるケース45件のうち29件 (約64%) において、子供への暴力も行われていたことが明らかになっている⁽⁸²⁾。さらに、内閣府によって行われた事例調査の結果によると、62人中28人 (約45%) は子供に対して暴力を振っていた⁽⁸³⁾。また、ドメスティック・バイオレンス「夫 (恋人) からの暴力」の研究によると、「最も深刻であったと思う身体的暴力」を受けたという回答者のうち、子供のいる女性の約3分の2が、身体的暴力は女性自身だけでなく、子供にも及んだという⁽⁸⁴⁾。

(2) 身体的・精神的被害

DVや児童虐待の被害者が外傷後ストレス障害 (Post-Traumatic Stress Disorder) を発症することがある⁽⁸⁵⁾。精神科医である小西は、長期間に被害を受けると、「PTSDの症状に加えて、慢性的な抑うつ症状、慢性的な解離症状、疼痛を含む多彩な身体症状、対人関係の不調、自殺念慮や自殺企画、不安定

(78) Bachman, R. and Saltzman, L.E., Violence Against Women: Estimates from the Redesigned Survey, U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, 1995

(79) 栗栖前掲書, 56-61

(80) 小西前掲書, 111-116

(81) 同, 116

(82) 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課, 「女性に対する暴力」調査報告書, 東京都政策報道室都民の声部情報公開課, 1998, 99

(83) 内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」, 財務省印刷局, 2002

(84) 調査研究会著, 「ドメスティック・バイオレンス「夫 (恋人) からの暴力」」, 有斐閣, 1998, 49

(85) 小西前掲書

な感情、物質乱用などが症状としてあげられ……自己評価は極端に低下する」と言う⁽⁸⁶⁾。

第3 我が国におけるDVの状況

調査研究会の「ドメスティック・バイオレンス「夫（恋人）からの暴力」」によると、有効回答数の796件中、467件において、被害者は夫や恋人から「身体的暴力」を受け（例えば、85.2%の女性は平手や拳骨で殴られ、67.5%は足で蹴られたり、突きとばされたりした）、50%以上は継続的に繰り返し暴力を受けた⁽⁸⁷⁾。さらに、473件においては、被害者は「性的暴力」を受け（例えば、気がすすまないのにセックスをさせられた81.4%、ほかの家族が気になるのに、セックスを強要された40.2%）、そして523件においては、被害者は「精神的暴力」を受けた（例えば、馬鹿にされたり、罵られたり、命令するような口調でものを言われた74.2%、殴るそぶりや物を投げるそぶりをして脅された44.2%）⁽⁸⁸⁾。さらに、身体的暴力を受けた女性の中で、子どものいる女性の約3分の2は、子どもも暴力を受けた⁽⁸⁹⁾。

東京都の「女性に対する暴力」の調査によると、アンケート参加者の回答のうち、「1、2度あった」と「何度もあった」を合わせると、「何を言っても無視する」が44.6%、「押したり、つかんだり、つねったり、こづいたりする」、「平手で打つ」、「蹴ったり、噛んだり、拳骨で殴る」、「避妊に協力しない」等が各10%前後であった⁽⁹⁰⁾。「立ち上がれなくなるまで、殴る、蹴るなどのひどい暴力をふるう」「首を絞めようとする」「脅しや暴力によって意に反して性的な行為を強要する」等は各5%未満であった⁽⁹¹⁾。

内閣府の「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」によると、62人中50人が「足で蹴る」「物を投げつける」「平手で打つ」「拳骨で殴る」という「身体的暴力」を受け、「髪を引っ張る」「引きずりまわす」という暴力も、62人中40人以上が経験していた⁽⁹²⁾。「精神的暴力」に関しては、「大声で怒鳴る」が62人中59人、「誰のおかげで生活できるのだ」「人の前で馬鹿にしたり、命令するような口調でものを言ったりする」ということも、62人中40人以上が経験していた⁽⁹³⁾。さらに、「性的虐待」においては、62人中48人が「嫌がっているのに性行為を強要する」を経験していた⁽⁹⁴⁾。

また、内閣府の「配偶者等からの暴力に関する調査」によると、男性回答者の16%と女性回答者の8%は、過去において配偶者・恋人に対して「平手で打つ」、男性の15%と女性の5%は「殴るふりをして脅す」、男性の14%と女性の5%は「ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけたりして脅す」、男性の33%と女性の17%は「大声で怒鳴る」という行為を「1、2度」したことがあると回答した⁽⁹⁵⁾。しかし、男性のほ

(86) 小西前掲書、146

(87) 調査研究会著、「ドメスティック・バイオレンス「夫（恋人）からの暴力」」、有斐閣、1998、30-36

(88) 同、38-49

(89) 同、1998、49-50

(90) 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課、「女性に対する暴力」調査報告書、東京都政策報道室都民の声部情報公開課、1998、48-49

(91) 同上

(92) 内閣府男女共同参画局編集、「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」、財務省印刷局、2002、15

(93) 同、18

(94) 同、25

(95) 内閣府男女共同参画局、「配偶者等からの暴力に関する調査」、財務省印刷局、2003、58

うが女性より、このような行為を配偶者等に対して行った比率は高かった。

被害者の語る暴力の理由に関して、「ドメスティック・バイオレンス「夫(恋人)からの暴力」」の調査結果をみると、被害者の女性が語る暴力の第一の理由は、「妻のしたことや言ったことが気に入らないから」(約84%)、次いで「相手がいらいらしていた・仕事などで疲れていた」(約48%)、「夫としての権威は傷つけられた」(約45%)、「酔っていたから」(約31%)、「セックスを拒否したから」(約28%)、「妻が他の男に好意をもったり、つきあったりしたから、またそうではないかと疑った」(約20%)、そして「愛情表現が不器用なため」(約11%)である⁽⁹⁶⁾。

内閣府による「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」の調査結果をみると、夫・パートナーは暴力を自分の感情を表現する手段及び他人を支配する道具であると述べている。また、この調査結果からは、配偶者からの暴力について次のことが分かった。(1)暴力を振るう夫・パートナーが育った環境において暴力があったこと、(2)配偶者からの暴力は、「女性は男性に従うべきだ」及び「暴力を振るうことは男らしさで、ある程度は許される」という我が国の価値観に関連があることの2つである⁽⁹⁷⁾。

最後に、東京都が平成9年7月から同年8月までに行ったアンケート調査によると、被害者の語る暴力の理由は、加害者の生育歴に加えて、「気に入らないことがあると、暴力で解決しようとする」(約40%)、「夫が自分勝手、自己中心的」(約31%)、「仕事などのストレスのはげ口」(25%)、「アルコール中毒」(約17%)、「夫自身の劣等感や競争意識の裏返し」(約15%)、「精神疾患」(約15%)、「家事は女がやるものだという思い込みを持っている」(約14%)、「私が甘くみられている」(約12%)、「私に対する甘え」(約10%)、「私に愛情がないから」(約10%)、「女・子どもは暴力で言うことをきかせるという考え方がある」(約8%)、「夫が自分の思いを言葉でうまく表現できないから」(約4%)等である⁽⁹⁸⁾。

上記に挙げられた理由は多様の社会的要因を反映していると思われ、要約すると、加害者(過去の研究は主に男性加害者を対象とした)はパートナーへの配慮がなく自己中心的であり、男性のプライドや男らしさにこだわり、支配力・コントロールを追求し、コミュニケーションに欠け、自分の行動を生育歴や酒等の理由により正当化し、女性を所有物として扱う傾向があるとみられた。

第4 諸外国におけるDVの状況

1985年にアメリカで行われた犯罪被害実態調査(National Crime Victimization Survey: NCVS)によると、1984年には、配偶者関係にある男性の11%は妻に対して暴力を振るっており、アメリカの総人口においてみると、6,250,000件の暴行を妻に働いたことになるかと報告している⁽⁹⁹⁾。少なくともこれらの行為の3分の1は、傷害事件とみなされる行為(例えば、拳骨で殴る、平手で打つ、ナイフ又は銃のような凶器を使用する)であり、1985年には、そのような傷害の総数は約1,800,000件であったと想定さ

(96) 調査研究会著、「ドメスティック・バイオレンス「夫(恋人)からの暴力」」, 有斐閣, 1998, 78-86

(97) 内閣府男女共同参画局編集, 「配偶者等からの暴力に関する事例調査：夫・パートナーからの暴力被害についての実態調査」, 財務省印刷局, 2002, 130

(98) 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課, 「女性に対する暴力」調査報告書, 東京都政策報道室都民の声部情報公開課, 1998, 98

(99) Straus, M.A. and Gelles, R.J., Societal Change and Change in Family Violence from 1975 to 1985 as Revealed by Two National Surveys, *Journal of Marriage and the Family*, 48, 1986, 465-479

れている。

1992年と1993年には、1985年のアメリカの犯罪被害実態調査で使用された調査項目において、DV被害者の被害経験の項目を修正し、さらに具体的な質問をすることにより、犯罪被害実態調査（National Crime Victimization Survey: NCVS）を実施した。これによると、親しい関係にある者の中で起こるDV（intimate violence）の90%の事件においては、女性が被害者であるという結果がでている⁽¹⁰⁰⁾。言い換えると、このような関係の中で起こる女性に対する暴力の被害率は男性の約7倍、すなわち、1,000人中9.3人であるのに対して、男性は1.4人であった⁽¹⁰¹⁾。

アメリカの犯罪被害実態調査を見る限りでは、女性は男性より暴力を受ける傾向が高く、さらに、アメリカの心理学会が、アメリカの全女性が一生において暴力を受ける確率について調査したところ、その約3分の1は男性のパートナーによって暴力を受ける可能性があることが分かった⁽¹⁰²⁾。

1996年の英国の犯罪調査によると、1995年において、4.2%の女性、そして同率の男性が現在又は元パートナーによって身体的に暴力を受けた⁽¹⁰³⁾。しかし、女性がパートナーにより怪我をさせられる割合は男性の2倍であり、恐ろしいほど脅される割合は3倍にも達する。平均して、どれくらいの割合の女性と男性が、人生を通してDVを経験しているかという点、16歳から59歳までの女性の23%と男性の15%が、現在又は元パートナーにより身体的に暴力を受けたと報告している。

(100) Bachman, R. and Saltzman, L.E., Violence Against Women: Estimates from the Redesigned Survey, U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, 1995

(101) Bachman, R. and Saltzman, L.E., Violence Against Women: Estimates from the Redesigned Survey, U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, 1995

(102) Elias, M., A Third of Women Hit by Male partners, USA Today, 1994, 10

(103) Mirrlees-Black, C, Domestic Violence: Findings from a new British Crime Survey self-completion questionnaire, Home Office, 1999

第3章 ドメスティック・バイオレンス (DV) に関する法律

第1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)は、配偶者間暴力の問題を総合的に取り上げた我が国最初の法律である。

配偶者間暴力が潜在化しやすいものであり、何らかの対策が必要であることは、本法成立以前から認識されていた。例えば、平成12年12月12日に閣議決定された「男女共同参画基本計画」は、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を11の重点目標のひとつとして掲げた上、その1項目として「夫・パートナーからの暴力への対策の推進」を取り上げ、新たな法制度や方策などを含めて幅広く検討するとしているところである。

本法は、そのような状況の下、平成13年4月6日、議員立法によって成立したものであり、その前文において、配偶者からの暴力が犯罪となる行為であること、それにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかったこと、配偶者からの暴力が個人の尊厳を害し、男女平等実現の妨げになっていることなどを指摘した上、「配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため」に本法が制定されたことを明らかにしている。

本法は、平成13年10月13日から(一部の規定は同14年4月1日から)施行されている。以下、本法の概要を紹介することとする。

1 本法の構成

本法は、第1章(総則)、第2章(配偶者暴力支援センター等)、第3章(被害者の保護)、第4章(保護命令)、第5章(雑則)及び第6章(罰則)から成り、第1章(総則)は、「配偶者からの暴力」及び「被害者」の用語を定義した上(第1条)、国・地方公共団体の責務について定めている(第2条)。

2 「配偶者からの暴力」及び「被害者」の定義(第1条)

この法律において、「配偶者からの暴力」とは、「配偶者からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの」をいう(第1条第1項)。配偶者からの暴力は「身体に対する不法な攻撃」であるから、もっぱら心理的なものは含まれない。

ここでいう配偶者は、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」ものとされており(同項括弧書き)、いわゆる内縁関係にある者は含まれるが、元配偶者や事実上の婚姻関係に至らない程度の恋人は含まれない。

次に、「被害者」とは、「配偶者からの暴力を受けた者(配偶者からの暴力を受けた後婚姻関係を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれのあるものを含む)」をいうものとされている(同条第2項)。

3 国及び地方自治体の責務(第2条)

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する(第2条)。

4 配偶者暴力相談支援センター等（第2章）

都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとされている（第3条第1項）。

配偶者暴力相談支援センターの業務は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、①相談、②心身の健康を回復させるための医学的、心理学的又はその他の指導、③一時保護、④自立して生活することを促進するための情報提供等、⑤保護命令の制度に関する情報提供等、⑥被害者を居住させ保護する施設（いわゆるシェルター）に関する情報提供等を行うことである（同条第2項）。

なお、本条における被害者は、第1条の定義する「被害者」だけでなく、「被害者に準じる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者」を含むものとされており（第3条第2項）、身体に対する不法な攻撃を受けた者に限定されない。

5 被害者の保護（第3章）

配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない（第6条第1項）。また、医師等の医療関係者については、別途守秘義務を課されていることから、配偶者からの暴力による傷病者と認められる者を発見した場合には、被害者本人の意思を尊重しつつ、通報することができるものとされている（同条第2項）。

警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない（第8条）。

また、被害者の保護を行うに当たっては、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察その他の関係機関は、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとされる（第9条）。

6 保護命令（第4章）

保護命令の制度は、配偶者からの更なる暴力によって被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、裁判所が、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、①6ヶ月間の接近禁止又は、②2週間の住居からの退去を命じ（第10条）、その命令に従わない者に対しては刑罰が科される（第29条）というものである。

配偶者に対する接近禁止等の措置は、本法成立以前から、民事保全法上の仮処分命令として命じられることがあったが、本法上の保護命令は、罰則規定によって実効性が高められているほか、民事保全法上の仮処分と異なり、申立人において担保を立てる必要がない等の特徴がある。

(1) 保護命令の要件・効力等

保護命令は、「被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」になされる（第10条）。ここでいう被害者とは、第1条第1項の定義する被害者である。

①接近禁止命令は、「命令の効力が生じた日から起算して6か月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすること」を禁止するものである（同条第1号）。

また、②退去命令は、「命令の効力が生じた日から起算して2週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること」を命じるものである（同条第2号）。なお、退去命令は、保護命令申立ての時点において、被害者と当該配偶者が生活の本拠を共にしている場合に限って認められる（同条本文）。

(2) 保護命令の申立手続

保護命令は、一定の事項を記載した申立書を地方裁判所に提出して行う(第12条)。申立ては、相手方の住所地を管轄する地方裁判所のほか、申立人の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所に対してすることができる(第11条)。

(3) 申立書の記載事項

申立書には、①配偶者からの暴力を受けた状況、②更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情のほか、③配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、相談、援助又は保護を要請した事実の有無を記載しなければならない、これらの事実があるときは、援助等を求めたセンター又は警察職員の所属官署の名称、相談等の日時、内容及びその結果として執られた措置等について記載しなければならない(第12条第1項)。

また、センター又は警察職員に対して保護等を求めた事実のないときは、上記①②の事項について記載し、かつ、公証人の面前で宣誓の上で認証を受けた供述書(宣誓供述書。公証人法第58条の2)を添付しなければならない(第12条第2項)。

(4) 保護命令の審理及び発令等

保護命令は、申立ての目的を達することができなくなる事情のある場合を除き、口頭弁論又は審尋を経た上で(第14条第1項)、命令の形式で発せられる(第15条第1項)。

保護命令は、決定書の送達又は相手方が出頭した期日における言渡しによって効力を生じ(同条第2項)、裁判所書記官は、保護命令が発せられた旨及びその内容を、申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長等に通知するものとされる(同条第3項)。

7 罰則(第6章)

保護命令の実効性を担保するため、「保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」ものとされている(第29条)。

8 施行後の運用状況

本法は、平成13年10月13日から(配偶者暴力相談支援センターに関する事項については、14年4月1日から)施行されている。

裁判所における保護命令事件の状況についてみると、施行から約1年を経過した平成14年9月末日までの間に、全国の地方裁判所に1,160件の保護命令の申立てがあり、申立取下げ等を除いた既済事件938件のうち897件について保護命令が発令されているという(認容率95.6%)。申立件数は増加傾向にあるとのことであり⁽¹⁰⁴⁾、今後の動向が注目される。

また、検察庁における本法(保護命令)違反被疑事件の処理状況については、第4章において紹介するとおりであり、本法違反で公判請求され、実刑となる事案も現れている。

(104) 藤本恵子・渡部雅樹、「保護命令事件の概況－施行後1年間の裁判統計を中心にして－」,判例タイムズ,54巻3号,2003,4

第2 米国カリフォルニア州におけるDVに関する法律

1 アメリカにおけるDVに関連する法律の制定の経過

アメリカにおいて、1960年代まで、DVは社会の関心事又は政府介入の対象にはならなかった。1960年代になって、妻や子どもへの暴力や虐待が社会問題として新たに持ち上がったが、最も有力な見解は夫婦間の暴力は私事であるというものであった。1975年になり、妻をレイプした夫を告発できる法律が全米で初めて、サウスダコタ州に制定され、夫婦間のレイプは妻の意思に反し、暴力と恐怖によって行われる性的暴力と定義された⁽¹⁰⁵⁾。

1970代に入り、徐々に被害者の保護及び加害者の被害者への接近禁止を目的とする法令ができ、その後も改正が続けられている。例えば、1978年に、マサチューセッツ州において、保護命令(protective order)・禁止命令(restraining order)制度が導入され、1984年には、法改正により、被害者は裁判所閉廷時にも保護命令・禁止命令の発令が受けられるようになった⁽¹⁰⁶⁾。また、1982年に、ワシントンD.C.では、DV加害者に対して被害者へ近づくことを禁止する民事保護命令(Civil Protection Order: CPO)制度ができ、加害者への罰則も制度化された⁽¹⁰⁷⁾。1980年代に入って、警察のDV事件への対応に変化が起こった。州の中には、DV事件における軽罪の場合、警察官が暴力を目撃した時又は暴力を振るったであろうと考えられる根拠(probable cause)を得た時は、警察官は逮捕状なしで加害者を逮捕できる法令を可決する動きもみられた。

1994年には、連邦政府の「暴力犯罪規制及び法執行法」の中に、「女性への暴力防止法(The Violence Against Women Act of 1994)」が制定され、これにより州をまたがるDVも取り締まれるようになった⁽¹⁰⁸⁾。さらに、1994年の「女性への暴力防止法」では、警察署に対して義務的逮捕又は積極的逮捕政策を奨励するようになり、現時点では、ウェストバージニア州を除いて、多くの州において、DV事件で加害者が暴力を振るったであろうと考えられる根拠を得た時には、警察官は逮捕の義務(mandatory arrest)を命じられるようになったが、逮捕の義務付けがない州においても、DV事件の加害者を積極的に逮捕することを促されるようになった⁽¹⁰⁹⁾。

さらに、2000年に発布された「女性への暴力防止法(The Violence Against Women Act of 2000)」により、5年間に亘り合計3.3億ドルが、「女性への暴力防止法」のプログラムに導入されることが認可された。例えば、身体的暴力を受けた女性へのシェルターサービスに875万ドル、法執行官及び検察官の養成に925万ドル等が割り当てられた⁽¹¹⁰⁾。

アメリカでは、連邦政府、州、地方自治体が一体となり、DV防止、被害者の保護、加害者の逮捕・処罰に向けて、DVに関連する法律の制定・改正を行ってきた。被害者の保護、加害者の逮捕・処罰に関するアメリカの法律を吟味するために、下記において、カリフォルニア州サンタクララ郡の検察庁DV部

(105) Karmen, A., *Crime Victims: An Introduction to Victimology*, Wadsworth, 2001

(106) 戒能民江, 配偶者暴力防止法と諸外国のドメスティック・バイオレンス防止立法の現状, 法律のひろば, 54巻9号, 2001, 30

(107) 岩井宜子, ドメスティック・バイオレンスの実態と対策, 刑政, 114巻6号, 2003, 23

(108) 岩井宜子, ドメスティック・バイオレンスの実態と対策, 刑政, 114巻6号, 2003, 18-27

(109) 吉川真美子, ドメスティック・バイオレンス加害者の逮捕の決定 — 米国の逮捕に関する調査研究の考察 —, 犯罪社会学研究, 27, 2002, 89-99; 林美月子, 配偶者による暴力 — ドイツの対応, 神奈川法学, 35巻2号, 2002

(110) Nassar, S., National Center For Policy Research (CPR) For Women and Families Violence, <http://www.center4policy.org/violence.html>

門における「DVに関する取扱指針」等を参考にしながら、カリフォルニア州のDVに関連する法律を検討することとする。

2 カリフォルニア州におけるDVに関連する法律の制定の経過

1985年以前には、他の多くの州と同様に、カリフォルニア州では、DVは家族の問題として見られ、仮に警察が呼ばれ、夫婦間の仲裁をしたとしても、被害者が加害者の逮捕を要請しない限り加害者を逮捕することができなかった。しかし、1985年に法律の改正がなされ、結婚しているか同棲しているかに関わらず、配偶者等の関係にある者に暴行を加えることは違法になった⁽¹¹¹⁾。1994年には、全ての医療関係機関は疑わしいDV事件を直ちに警察に通報した後、48時間以内に書面で報告することを要求された⁽¹¹²⁾。1995年には、上記の「1985年の法律」に同性のカップルも加えられた⁽¹¹³⁾。また、法執行官(警察官又は保安官を指す)の目の前でDV事件が発生しなくても、法執行官が、被疑者が配偶者、元配偶者、同棲者、元同棲者、被疑者が子どもを共にする者、現在又は過去に恋人であった者、あるいは現在又は過去に婚約者であった者に対して暴行を加えたと信じるに相当な理由が存在した場合には、法執行官は令状なしでの逮捕が認められるようになった(刑法836条)⁽¹¹⁴⁾。

3 カリフォルニア州におけるDVに関する法律

1990年に、カリフォルニア州のサンタクララ郡の検察局はDV部門を設置した⁽¹¹⁵⁾。このDV部門が2002年に作成した「DVに関する取扱指針」においては、「ドメスティック・バイオレンスは本質的に犯罪行為であるから刑事分野の外で扱うことができる問題ではなく、犯罪行為として扱われなければならない。」としている⁽¹¹⁶⁾。サンタクララ郡の検察局のDV部門は、DV事件の起訴を成功させることに最大限の努力を払っており、このために、1年以上の重罪訴追の経験を持つ検察官、又は2年間以上の軽罪訴追の経験があり、DVの研修プログラム(司法局(DOJ)等が承認したもの)を受講し、特別な訓練を受けた検察官が配置されている。配偶者虐待訴追の対象となる者は、刑法第13700条の(a)と(b)に規定されている行為又は不作為で逮捕された者である。2001年には、DV部門は5,131件のDV事件を処分した⁽¹¹⁷⁾。

(1) DVの定義(家族法第6211条)

カリフォルニアの家族法第6211条に定義されている「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者、

(111) 1996-97 Santa Clara County Grand Jury, "Review of Public and Private Agency Responses to Domestic Violence," The Santa Clara County Domestic Violence Council, Ending Family Violence: A Community Challenge, 1997, 3

(112) 1996-97 Santa Clara County Grand Jury, "Review of Public and Private Agency Responses to Domestic Violence," The Santa Clara County Domestic Violence Council, Ending Family Violence: A Community Challenge, 1997, 3

(113) 1996-97 Santa Clara County Grand Jury, "Review of Public and Private Agency Responses to Domestic Violence," The Santa Clara County Domestic Violence Council, Ending Family Violence: A Community Challenge, 1997, 3

(114) Pierre-Dixon, R., Domestic Violence? Protocol, Santa Clara County Prosecutor's Office, 2002, 18-19

(115) 1996-97 Santa Clara County Grand Jury, "Review of Public and Private Agency Responses to Domestic Violence," The Santa Clara County Domestic Violence Council, Ending Family Violence: A Community Challenge, 1997, 9

(116) Pierre-Dixon, R., Domestic Violence Protocol, Santa Clara County Prosecutor's Office, 2002, 2

(117) Pierre-Dixon, R., Domestic Violence Protocol, Santa Clara County Prosecutor's Office, 2002, 4

表1 カリフォルニア州におけるDVに関する法律

	捜査機関等の 対応	身体への傷害 (corporal injury)	禁止命令 (restraining order)	緊急保護命令 (emergency protective order)	暴行 (battery)
被害者と被告人 との関係	刑法 第13700条	刑法 第273.5条	家族法 第6218条	家族法 第6250条	刑法 第243条(e)
現・元配偶者	○	○	○	○	○
現・元同棲者	○	○	○	○	○
現・元恋人	○		○	○	○
現・元婚約者	○		○	○	○
子供をともにす る者	○	○	○	○	○

注1 「Police Chief's Association of Santa Clara County, Domestic Violence Protocol for Law Enforcement, 2002, 37」, 「<http://www.sandiegoDVunit.org/article8.htm> (San Diego City Attorney's Domestic Violence Unit)」, 「Pierre-Dixon, R., Domestic Violence-Protocol, Santa Clara County Prosecutor's Office, 2002」を参考に法務総合研究所が作成した。

2 2親等の血族関係又は婚姻関係にある者に対して行なわれる虐待は省いた。

元配偶者, 同棲者, 元同棲者, 被疑者が子どもを共にする者, 現在又は過去に恋人であった者, 現在又は過去に婚約者であった者, あるいは2親等の血族関係又は婚姻関係にある者に対して行われる虐待である。捜査機関(例えば, 法執行機関)の対応はこれら全ての者に対して行われる。しかし, 下記の「配偶者又は同棲者に対する身体への傷害」(刑法第273.5条)に関しては, 現在又は過去に恋人であった者, 現在又は過去に婚約者であった者, あるいは2親等の血縁関係又は婚姻関係にある者に対して行われる虐待は含まれない。

(2) 配偶者又は同棲者に対する身体への傷害 (inflict corporal injury on spouse or cohabitant) (刑法第273.5条)

表1は, カリフォルニア州におけるDVに関する法律を示すものである。

配偶者, 元配偶者, 同棲者, 元同棲者, 又は被疑者が子どもを共にする者に対して, 外傷的状态につながる身体的傷害を故意に負わせた者が重罪で有罪となり, 有罪判決を受けた場合には, ①州の刑務所に2年, 3年, 又は4年間収容, ②郡の拘置所に1年以下収容, ③6,000ドル以下の罰金, あるいは④罰金と刑の併科に処すものとする。

a 定義

ア 第273.5条に適用される「ドメスティック・バイオレンス」は配偶者, 元配偶者, 同棲者, 元同棲者, あるいは被疑者が子どもを共にする者に対して行われる虐待(abuse)である。

イ 「同棲者」とは, 相当な期間にわたり同居し, 一定の永続性を得た2人の血縁関係のない成人である。2人が同棲しているかどうかを決定し得る要因は, 次のようなものを含むが, これだけに限定はされない。(1)同一の住居を共有しつつある中の2人の性的関係, (2)所得又は費用の共有, (3)財産の共同使用又は共同所有, (4)2人が自らを夫婦であると認めているかどうか, (5)関係の継続性, 及び(6)関係の長さである。

ウ 「外傷的状态」は軽傷・重傷に関わらず, 物理的力によって引き起こされた創傷, 外傷又は体内の損傷等のような身体の状態を意味する。

(3) 暴行 (battery) (刑法第243条(e))

配偶者、元配偶者、同棲者、元同棲者、又は被疑者が子どもを共にする者、現在又は過去に恋人であった者、あるいは現在又は過去に婚約者に対して、暴行を負わせた者が軽罪で有罪となり、有罪判決を受けた場合には、①2,000ドル以下の罰金、②郡の拘置所で1年以下の刑、あるいは③罰金と刑の併科に処するものとする。

カリフォルニア州では、民事禁止命令制度は緊急保護命令、暫定禁止命令及び禁止命令の3種類から成っている。DV捜査に関与する法執行官は基本的に民事禁止命令を扱うが、禁止命令は刑罰の賦課又は保護観察対象者に対する遵守事項として刑事裁判所でも発令される。

(4) 緊急保護命令 (emergency protective order) (家族法第6250条)

法執行官は被害者に緊急保護命令を要求する権利があることを伝える。家族法第6250条は、家族が虐待の急迫な危険にさらされているか(例えば、DV被害者)、虐待、児童誘拐、ストーカー行為、被扶養成人虐待又は高齢者虐待が最近行われており、かつ将来の虐待を防ぐために命令が必要であると法執行官が信じる妥当な根拠がある場合、法執行官が緊急保護命令を取得することを認めている。緊急保護命令は5法廷日又は最長7暦日有効である。司法官には24時間連絡を取ることができ、司法官が以下の両方を認めた場合、命令が発行される。

ア 被害者が虐待の急迫な危険にさらされていると法執行官が考える場合。

イ DV、児童虐待、児童誘拐又はストーカー行為の発生又は再発を防止するために緊急保護命令が必要である場合。

(5) 暫定禁止命令 (temporary restraining order) (民事手続法第527.8条及び家族法第6380条)

暫定禁止命令は被害者が命令の必要性を説明した宣誓供述書を含む申請書を提出して法定で取得される。暫定禁止命令は禁止対象者(加害者)と保護対象者(被害者)の両方から証言を得るための法廷審理が行われるまでの限られた期間、通常は1ヶ月程度有効である。

(6) 禁止命令 (restraining order) (家族法第6218条)

禁止命令(審理後命令とも呼ばれる)は判事が通常は3年程度の長期間について発行する。但し、禁止命令は満了が予定される時期に保護対象者の要求に基づいて3年間延長されることができ。

禁止命令は以下の行為を含む。

ア 裁判所は、被疑者が被害者に対して嫌がらせ、襲撃、殴打、脅迫、ストーカー行為、性的暴行、身体的暴行、迷惑行為、被害者に迷惑電話等をおこなうこと、被害者の所持品を壊すこと、直接的又は間接的に被害者に連絡を取ること、手紙で連絡を取ること、裁判所で決められた範囲を超えて被害者に接近すること、及び被害者の平安を乱すことを禁ずる(家族法第6320条)。

イ 裁判所は、被疑者を家族の住居又は被害者の住居から立ち退かせることを命ずる(家族法第6321条)。

ウ 家族法第6320条又は同法第6321条に基づく命令を実施するために、裁判所は必要であると認める指定行為を被疑者に命ずる(家族法第6322条)。

(7) 裁判所命令の違反 (刑法第273.6条)

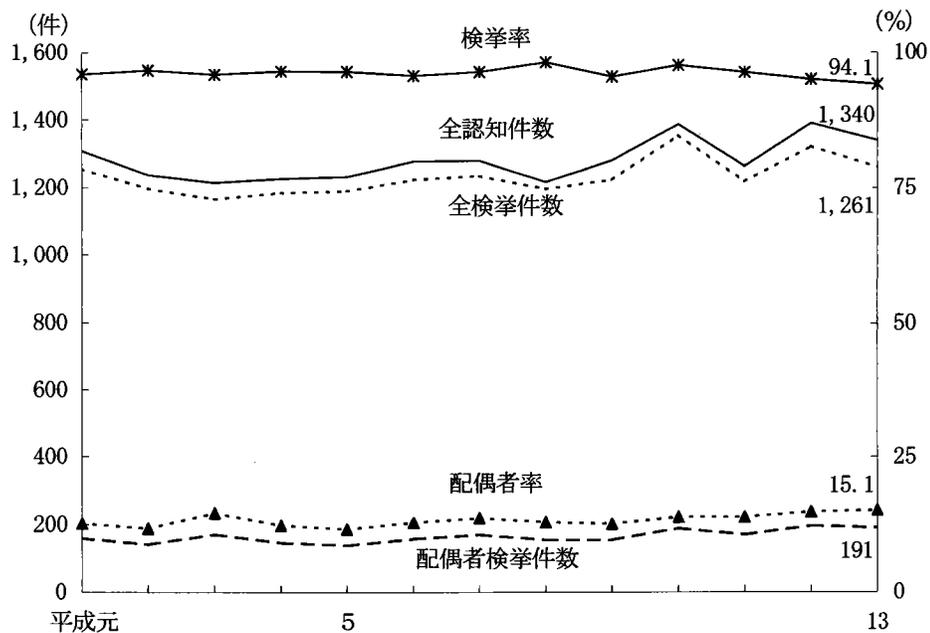
禁止命令(家族法6218条)の故意の違反は1,000ドル以下の罰金、1年以下の郡の拘置所での刑、又は罰金と刑の併科によって処罰される軽罪とする。傷害につながった違反の場合には、被疑者は①30日以上1年未満の郡の拘置所での刑、②2,000ドル以下の罰金、あるいは③刑と罰金の併科によって処罰される。但し、被疑者が郡の拘置所で48時間以上拘留された場合、裁判所は司法の利益にかんがみ、かつ記録に記載される理由により、本規定が義務付ける最低30日間の刑を軽減又は免除することができる。

第4章 ドメスティック・バイオレンスの動向

第1 配偶者間の暴力の検挙件数

殺人、傷害及び傷害致死事件で検挙された者のうち、被疑者と被害者との関係が配偶者(内縁を含む。)である場合について、その推移を見たものが、図1、図2及び図3である。

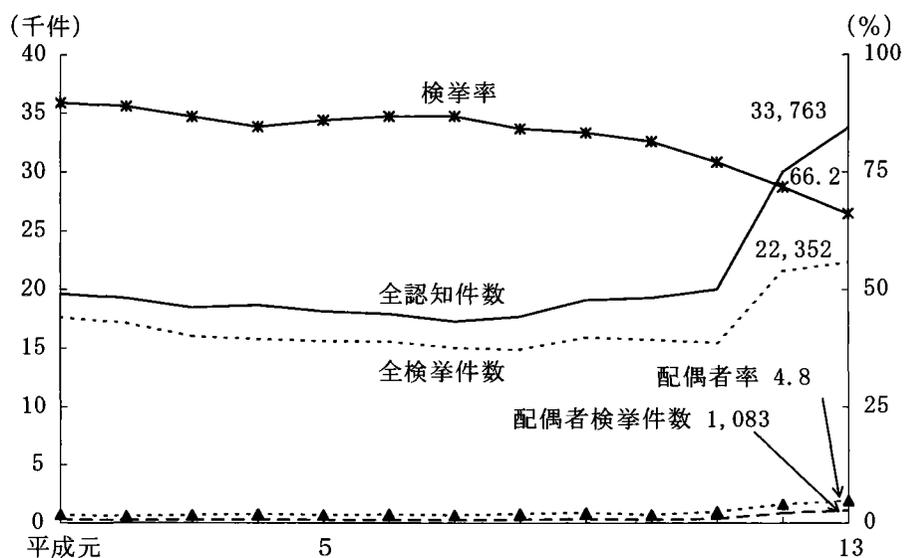
図1 殺人全認知件数・検挙件数・検挙率及び配偶者検挙件数・配偶者率の推移
(平成元年～13年)



注 1 警察庁の統計による。

注 2 「配偶者率」とは、一般検挙件数に占める被疑者と被害者との関係が配偶者(内縁を含む。)である場合の検挙件数の比率である。

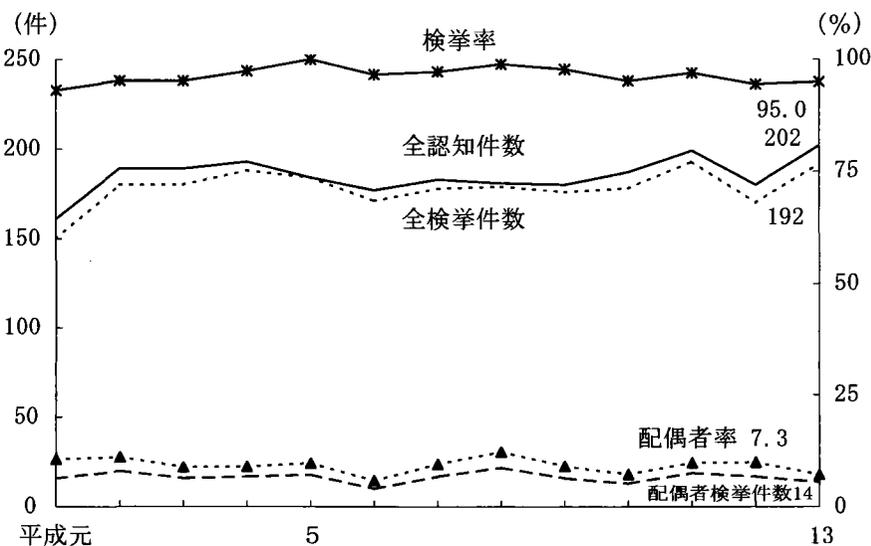
図2 傷害全認知件数・検挙件数・検挙率及び配偶者検挙件数・配偶者率の推移
(平成元年～13年)



注 1 警察庁の統計による。

2 「配偶者率」とは、一般検挙件数に占める被疑者と被害者との関係が配偶者（内縁を含む。）である場合の検挙件数の比率である。

図3 傷害致死全認知件数・検挙件数・検挙率及び配偶者検挙件数・配偶者率の推移
(平成元年～13年)



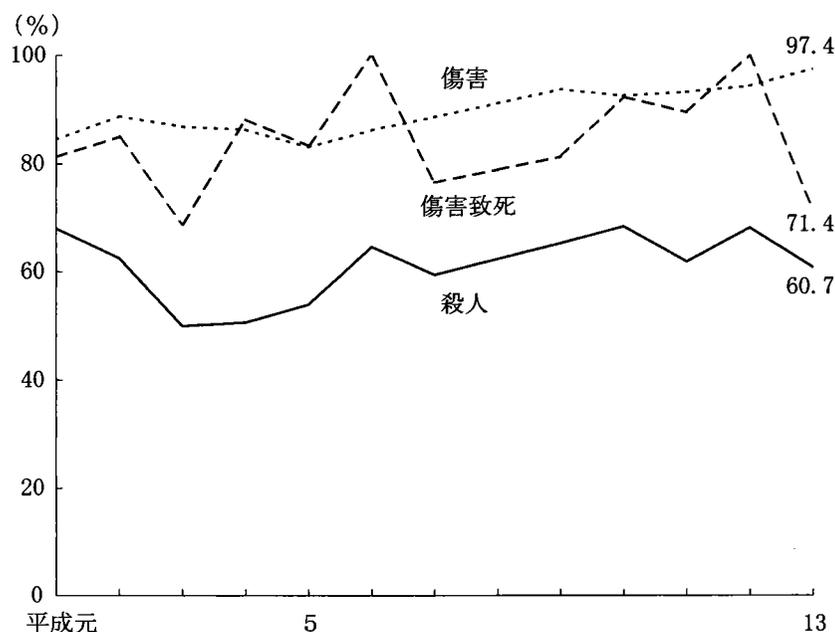
注 1 警察庁の統計による。

2 「配偶者率」とは、一般検挙件数に占める被疑者と被害者との関係が配偶者（内縁を含む。）である場合の検挙件数の比率である。

殺人については、若干上昇傾向にあるもののほぼ横ばいで推移しており、大きな変化は見られない。それに対して、傷害は、検挙件数、配偶者率ともに増加・上昇している。例えば、平成13年において、配偶者の傷害の検挙件数は1,083件であり、平成12年と比較すると212件（24.3%）増加している。同様に、配偶者率は平成12年が4.0%に対して、平成13年においては4.8%であった。また、傷害全体の検挙率が低下していることから、実際の事件数はさらに多く発生している可能性が考えられる。傷害致死については、増減を繰り返しており、大きな傾向は認められなかった。

また、殺人、傷害及び傷害致死事件で検挙されたもののうち、被疑者と被害者との関係が配偶者（内縁を含む。）である事件で、女性が被害者である事件の比率を見たものが図4である。傷害については上昇傾向が見られるが、殺人及び傷害致死については、増減を繰り返しており、大きな傾向は認められなかった。

図4 殺人・傷害致死・傷害別配偶者間女性被害者率
(平成元年～13年)



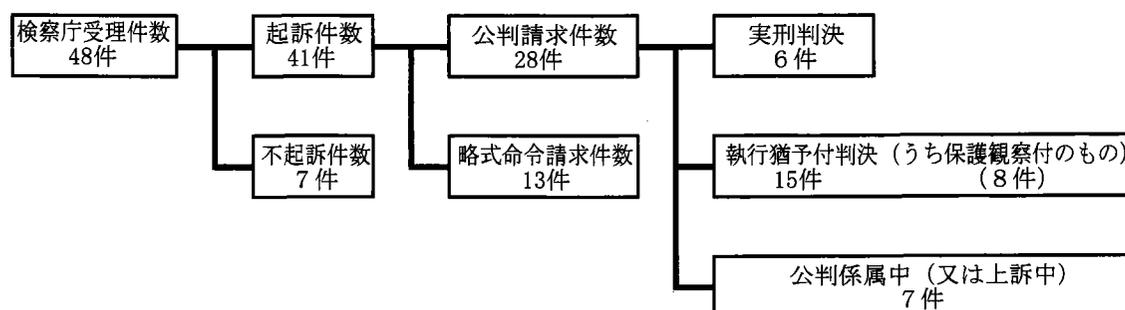
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「女性被害者率」とは、被疑者と被害者との関係が配偶者（内縁を含む。）である事件の検挙件数に占める被害者が女性である事件の検挙件数の比率である。
 3 平成8年のデータはないため、平成7年及び平成9年の数値を足して2で割った推計値である。

第2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」違反による検察庁の処分状況

DV防止法施行から平成15年3月31日までの検察庁におけるDV法違反（保護命令違反）事例処分状況を見たものが図5である。これによると、検察庁受理件数48件のうち起訴件数は41件（全受理件数の85.4%）であり、不起訴件数は7件（14.6%）であった。起訴処分を受けた事件のうち、公判請求された事件が28件（全受理件数の58.3%）で、そのうち実刑となった事件が6件（公判請求件数の21.4%）、執行猶予付判決となった事件が15件（公判請求件数の53.6%）、公判継続中（又は上訴中）である事件は7件（公判請求件数の25%）であった。執行猶予付判決のうち、保護観察付執行猶予の件数は8件であった。

図5 DV法違反（保護命令違反）事例処分状況

(平成15年3月31日現在)



注 1 法務省刑事局の資料による。

注 2 DV法違反以外の事実（暴行、傷害、器物損壊等）を併合して裁判が行われた事案も含む。